



保育所等訪問支援とは・・・？



○事業の内容

保育所等訪問支援とは、障害のある子どもが通う保育所や幼稚園、小学校などに訪問支援員が出向き、子どもが集団生活に適應できるように専門的な支援をおこなうサービスです。児童福祉法に定められた「障害児通所支援」サービスの1つです。

○保育所等訪問支援の役割

直接支援

訪問支援員が保育所等の訪問先へ赴き、対象となる子どもの行動を観察して、何に困っているのか、何を支援すればよいのかなどを見定めます。支援員がその場で訪問先の保育・教育活動の妨げにならないよう配慮しながら、集団活動に加わって直接子どもに関わり手助けをするのが「直接支援」です。

間接支援

訪問支援員が子ども本人に働きかけるのではなく、子どもが集団に適應しやすくなるように環境を整えたり、訪問先のスタッフに関わり方や活動の組み立て方を伝えたりして、間接的に子どもを支援します。スタッフが自律的に考えていけるよう、連携していくことが重要になります。

保護者への報告

サービスは保護者のいない場所と時間帯に提供されます。訪問先でどのような支援をおこなったのか、訪問先での子どもの姿や周囲の子ども、スタッフの関わり方などの様子を保護者に報告します。

○対象となる方

保育所、幼稚園、小学校などに在籍している18歳までの障がいのある児童です。集団生活において専門的な支援が必要な子どもは、保育所等訪問支援の対象になります。保育所等訪問支援を利用するには「通所受給者証」の取得が必要になります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

○対象となる施設

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、その他「児童が集団生活を営む施設」と市町村が認める施設

○利用料について

保育所等訪問支援の利用料は、各家庭の所得や課税状況に応じて上限月額が設定されます。

※詳細は各自治体・事業所にお問い合わせください。

世帯年収	上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
年収約890万円まで	4,600円
年収約890万円以上	37,200円

○利用できる日数について

子どもの状況や支援の緊急度により、各自治体が必要な支給量（月に保育所等訪問支援を受ける回数）を決定することになっています。一般的には月に1回～2回程度の利用が想定されています。詳細は各自治体にお問い合わせください。

